

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

事業概要書(案) 説明資料

平成30年3月22日

宮城県
株式会社日本総合研究所

主な意見への対応方針

1 業務範囲, 事業内容	
(1) 県と運営権者の所掌, 業務範囲	P2
(2) 運営権者の水質遵守	P3
(3) 流域下水道事業の改築	P4
2 事業期間(事業終了時の資産の取扱い)	P5
3 料金等	
(1) 利用料金の構成	P6
(2) 利用料金等の改定	P7
4 会計処理	P8
5 モニタリング	
(1) 施設の健全性の確保	P9
(2) (仮称)経営審査委員会の設置	P10
6 リスク分担	
(1) 不可抗力事象への対応	P12
(2) 法令変更への対応	P13
(3) 需要変動, 物価変動への対応	P14
(4) その他	P17
7 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	P18

1 業務範囲，事業内容

(1) 県と運営権者の所掌，業務範囲

【事業概要書への指摘事項】

- 管路と設備の所掌が入り組み，**業務分担・リスク分担が複雑。**
- 県と運営権者の両方が送水施設部分について体制を整備することになり**非効率。**



【検討の視点・ポイント】

- 管路本体は，**地中埋設物であり，かつ資産規模も大きく，維持管理のリスクが大きい。**
- 漏水等の非常時に迅速に対応するには，**県が管路の状態を把握しておくことが必須。**



【対応方針】

- **管路本体は県，設備は運営権者**という当初方針に基づき，業務範囲を再整理。

1 業務範囲，事業内容

(2) 運営権者の水質遵守

【事業概要書への指摘事項】

- 管路本体や弁類の維持管理が県所掌では、**運営権者は受水地点で水質を遵守できない。**



【検討の視点・ポイント】

- 運営権者は水道事業の担い手として、浄水場出口ではなく**受水地点で水質を遵守すべき。**
- ただし、**受水地点での水質未達時の対応**は、管路と設備の所掌が輻輳している点を踏まえて設計することが必要



【対応方針】

- 水道用水供給事業では、**受水地点での水質遵守を求めるが、「運営権者の業務範囲において要求水準未達の事由がない場合には、運営権者の責は問わない」**ことを明確にする。
- 要求水準未達事由の具体的な判断の方法については、**今後要求水準書で示す。**

1 業務範囲，事業内容

(3) 流域下水道事業の改築

【事業概要書への指摘事項】

- 流域下水道事業の改築も運営権者の所掌とすれば，維持管理・改築を最適化できる。
- 改築については，具体的な実施手続，ルールなどの明確化が必要。



【検討の視点・ポイント】

- 先行事例を参考としつつも，**流域下水道事業の特性を踏まえた制度設計**が必要。



【対応方針】

- **流域下水道事業の改築も，運営権者の業務範囲とする。**
- 現行の建設負担金制度とその財源の変更は困難であり，**実費精算によるものとする。**
(実施手続等は所管省庁と協議中であり，実施方針で示す。)



2 事業期間（事業終了時の資産の取扱い）

【事業概要書への指摘事項】

- ・ 事業終了時の資産状態や**資産買取の条件等**を明確化してほしい。



【検討の視点・ポイント】

- ・ 運営権者としては、**改築の実施時点で買取対象資産が合意できると安心**できる。



【対応方針】

- ・ 事業終了時に未償却資産が残ると見込まれる更新投資を運営権者が行う場合、**事前に終了時の取り扱いを県と協議**のうえ実施し、協議結果に基づき県が費用を支払う。

3 料金等

(1) 利用料金の構成

【事業概要書への指摘事項】

- 利用料金を構成する運営権者の費用について明示されていない。



【検討の視点・ポイント】

- 運営権者の費用を、**各事業の特性を踏まえて示す**ことが必要。



【対応方針】

- 水道用水供給事業、工業用水道事業では、**各利用料金に応じた費用を3区分で提示**。
- 流域下水道事業では、**維持管理負担金から按分を受ける利用料金と、建設負担金から実費精算を受ける利用料金**について、各々に応じた費用を提示。

3 料金等

(2) 利用料金等の改定

【事業概要書への指摘事項】

- ・ 利用料金等の改定(決定)方法が明確でない。



【検討の視点・ポイント】

- ・ 利用料金等の改定方法や、改定における考え方を検討。



【対応方針】

- ・ 民間事業者が、県に対して改定の根拠となる費用を提示するが、その計算方法は、契約水量、物価変動等の影響を加味するものとする。

4 会計処理

【事業概要書への指摘事項】

- 会計処理の流れについて、県への費用提示や運営権対価の支払方法を確認したい。



【検討の視点・ポイント】

- 運営権者は3事業を一体管理するが、**各事業に要する費用を県が把握することが必要。**



【対応方針】

- 運営権者は、**各事業に要する費用を県に提案**し、費用計上について県の上承を得るとともに、事業計画を当該処理方法に基づき策定。

5 モニタリング

(1) 施設の健全性の確保

【事業概要書への指摘事項】

- 施設を健全な状態に保つためのインセンティブがあることが望ましい。



【検討の視点・ポイント】

- 資産の状態を評価する仕組みや、県と運営権者の認識相違を回避する仕組みが必要。



【対応方針】

- 運営権者はアセットマネジメント指針等を活用した健全度評価を定期的実施。
- 県も随時、現場での立会いによる資産状態の確認や運営権者との協議を実施。

5 モニタリング

(2) (仮称) 経営審査委員会の設置

【事業概要書への指摘事項】

- 経営審査委員会の設置にあたり、**独立した立場でモニタリングすることは望ましい。**
- 経営審査委員会の**具体的な役割や人選**について、明確化が必要。



【検討の視点・ポイント】

- 経営審査委員会が**中立的な立場で意見を提示**することへの期待は強い。
- 一方、委員の負担や円滑な人選を考えると、**実態として機能する役割**とすることが必要。



【対応方針】

- 経営審査委員会の役割を含めて、モニタリングの全体の仕組みを整理。

【参考】（仮称）経営審査委員会の方向性

- ・位置付け：独立した第三者機関
- ・設置目的：水道3事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる。
- ・委員：水道事業等に精通した専門家（技術，法令，会計等）で構成
- ・審査事項：
 - ① モニタリング（県を含む。）
 - ② 経営に関する事項（事業計画及び実施状況，財務状況，料金等）
 - ③ 経営上の課題 等
- ・権限：県及び運営権者は，委員会での議論や示された意見を尊重し，事業の運営等に反映させる。

6 リスク分担

(1) 不可抗力事象への対応

【事業概要書への指摘事項】

- 不可抗力事象発生時の**リスク分担が曖昧**である。
- 不可抗力のリスクは、運営権者に回収の手段がないため、**県が負担すべき**。



【検討の視点・ポイント】

- 運営権者で対応すべき範囲もあり、**全てを県が負担するのは合理的でない**。
(大雨時の一定レベルまでの高濁度への対応(上水)やポンプによる排水(下水)等)
- リスク(費用)を県が負担する場合においても、**財源を勘案した検討が必要**。



【対応方針】

- 不可抗力事象による影響を、**①施設に被害が発生する場合、②維持管理の範疇で対応可能な場合**とに区分し、各々の事象における対応、リスク分担等を明確化。

6 リスク分担

(2) 法令変更への対応

【事業概要書への指摘事項】

- 特定法令変更のリスクは、**県の負担**とすべき。
(理由:①収益増加(または回収)余地がない, ②運営権者では回避しようがない。)



【検討の視点・ポイント】

- 法令変更にも様々なものがあり、**内容によって負担のあり方は異なる**のではないかと。
- 最終的には料金改定により対応すべきと考えられる。



【対応方針】

- 法令又は条例の変更が見込まれる場合の追加的な費用負担は、原則として以下の分担とする。
 - i) **新たな設備投資が必要な場合は、県が対応する。**
 - ii) 経常経費の増加分は、県と運営権者の各々が負担するものとし、**次期料金改定により原価に反映させる。**

6 リスク分担

(3) 需要変動, 物価変動への対応

【事業概要書への指摘事項】

- 需要変動, 物価変動リスクは「協議」ではなく**県負担**とすべき。ルールの特明確化も必要。
- 物価変動のうち, 電気代・燃料費は変動リスクが大きいので毎年見直しとして欲しい。
- 5年の範囲内でも民間に負えないレベルがある。「**著しい**」の**判断基準の特明確化**が必要。



【検討の視点, ポイント】

- 原則として料金改定までの期間(5年間)は双方が負担するが, **例外的な規定**を検討。
- 事業ごとの費用構造, 特性等を踏まえた設定が必要。



【対応方針】

- **運営権者が対応できるレベルを越える部分**については, 県が負担することを明記。
- 県負担とする際の判断基準については, 別途, 実施方針で示す予定。

【参考】需要変動，物価変動に関する規定の概要

・需要変動，物価変動
通常範囲内の変動



5年に1回の料金改定において協議
(需要，物価変動による費用増減は運営権者の
利用料金に反映することを原則とする)

・需要変動
工業用水道事業における
著しい変動



ユーザー企業の撤退や著しい需要の増減が生じ，5年以内に著しい変動があった場合，一定を超える増減分について県が負担する。

・物価変動
著しい変動



あらかじめ設定した指数が一定以上変動した場合は，臨機に料金按分率を見直す

・物価変動
流域下水道事業における
電気料金の著しい変動



あらかじめ設定した電気料金に関する指数が一定以上変動した場合は，臨機に下水道事業に係る料金按分率を見直す

※ 採用する物価指数の内容や，変動幅については，実施方針で示す予定

【参考】需要，物価に関するデータ

【工業用水道事業における大口ユーザーの比率】

業種	契約水量 (m ³ /日)	全契約水量に 占める比率
A社(石油)	24,000	26.9%
B社(金属)	8,640	9.7%
C社(発電)	8,000	9.0%
D社(発電)	7,500	8.4%
E社(金属)	7,000	7.8%
F社(飲料)	6,000	6.7%

※ 3事業合計で契約水量が全体の5%を超えるユーザーを抽出

(平成29年12月データ)

【9個別事業における電力費の比率】

事業		電力費比率
水道用水供給 事業	大崎	2.0%
	仙南・仙塩	0.4%
工業用水道事 業	仙塩	2.2%
	仙台圏	5.2%
	北部	0.8%
流域下水道事 業	仙塩	19.3%
	阿武隈川下流	17.8%
	鳴瀬川	13.6%
	吉田川	14.9%

(平成28年度データ)

6 リスク分担 (4) その他

【事業概要書への指摘事項】

- 運営権者に料金設定の自由度がないため、**複数のリスクが重なって発生した場合**には、経営の安定性が保てない恐れがある。



【検討の視点, ポイント】

- 運営権者の責めに帰さない様々なリスクの発生可能性を想定し、**運営権者の経営の不安定化に対応する規定**が必要。



【対応方針】

- 運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合、**県に協議を申し出ることを可とする。**
- 運営権者の責めに帰さない部分は、**料金按分率の見直し等の必要な措置**をとる。

7 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

【事業概要書への指摘事項】

- 本事業は県民生活に不可欠のサービスを提供するものであり、**運営権者の経営不振による突然の撤退等が生じて、サービスが継続できる方策を十分に検討すべき。**



【検討の視点, ポイント】

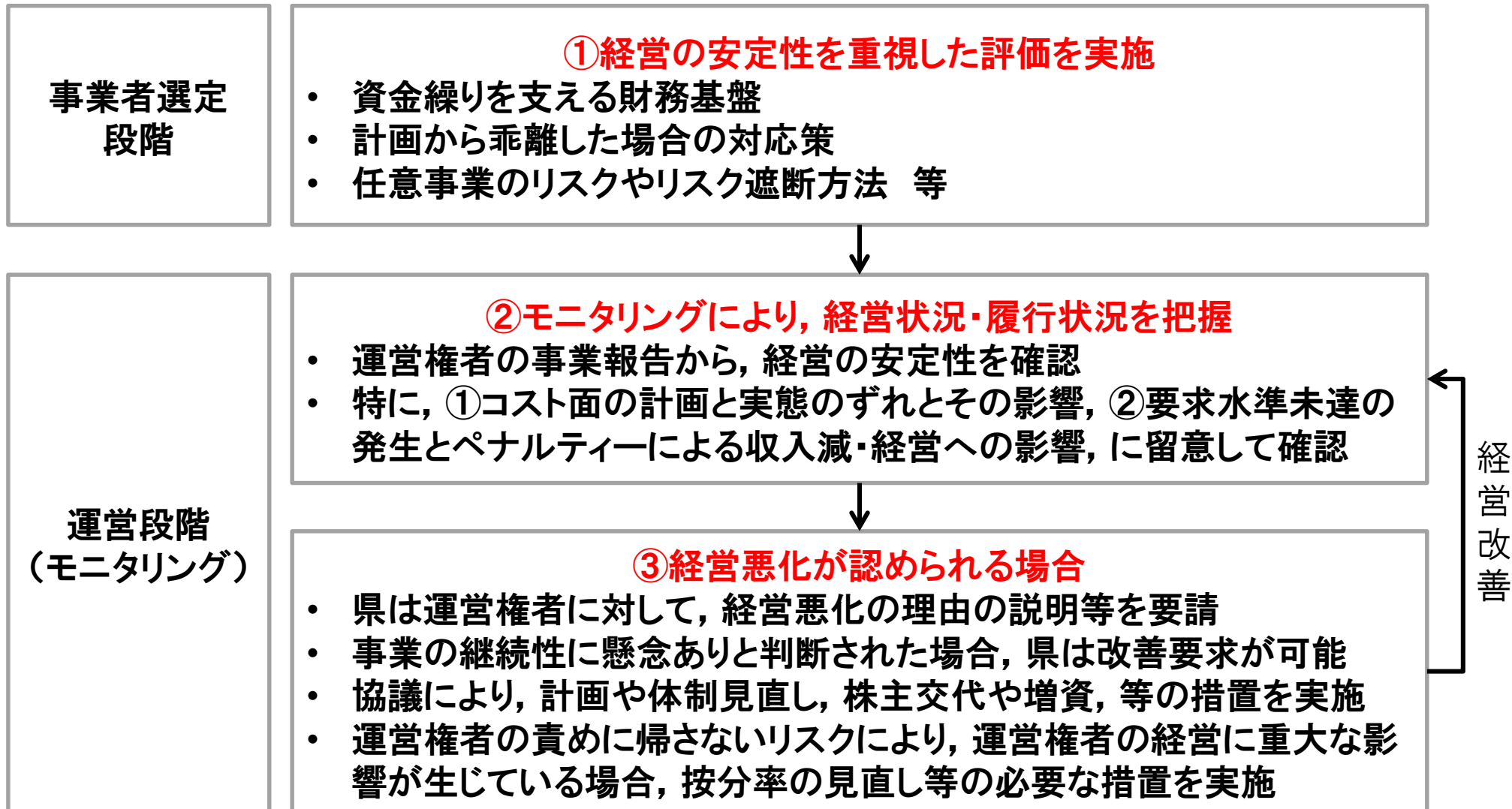
- まずは経営破たんを生じさせないための仕組みが重要。
- ただし、経営破たんリスクはゼロにできないため、具体的な事業継続方策が必要。



【対応方針】

- 経営破たんに陥らないよう、**経営悪化の早期発見と対応策の実施の仕組み**を策定。
- 経営破たん時の対応もあらかじめ想定し、基本的な**対応プロセス**を設計。実施契約解除に至った場合、**県又は県の指定する第三者への引継ぎを義務付け。**

【参考】運営権者の経営悪化を事前に防ぐための取組み



※ ②, ③を事業概要書に反映。①は別途、実施方針で示す予定。